

平成28年度 第2回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年5月9日(月) 9時00分から11時45分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (4件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (16件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (25件)

議案第3号 農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について

① 農地利用最適化推進委員会の設置について

② 農業委員定数について

③ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りにについて

④ 選考委員会の設置について

5. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	百武 一治
係 長	宮本 大樹

主 事 補 諸富真純

7. 会議の概要

事務局	只今から平成28年度第2回総会を開会いたします。はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	【会長挨拶】
局長	<p>ありがとうございました。本日、江北町においても佐賀県が担当する西原村に7泊8日、産業課の武富主事が江北町第1陣、佐賀県では第4陣ということで8時半に玄関にて出発式を行いました。</p> <p>それでは本日の出席委員は13名中13です。農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。</p> <p>それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いします。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。</p> <p>江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	それでは10番委員岸川委員、11番澁谷委員をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
議長	それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは報告第1号をご覧ください。 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、4件です。
	【報告第1号、1番から4番朗読後、説明】
事務局	以上、受付番号1番から4番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、1議案16件です。

【議案第1号、1番から15番朗読後、説明】

事務局

以上、受付番号1番から16番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは受付番号1番から4番を澁谷委員に、5番を関川委員と澁谷委員に、6番から9番を関川委員に、10番を古賀委員に、11番を大串委員に、12番を江頭幸典委員に、13番から14番を北原委員に、15番を江頭幸典委員に、16番を百武委員委をお願いします。

【地区担当委員による説明】

11番委員

受付番号1番から5番は更新ということで協力委員とともに現地確認を行いました。すべて土地の整備、管理されておりましたので問題ありません。審議の程をよろしくをお願いします。

6番委員

受付番号5番から9番は賃貸借の更新ということで協力員とともに現地調査をおこないました。5、6、7番は一年契約の更新ということで、今回の四年間の契約で合わせ5年間契約をする形であります。現在は麦を作付されており整備、管理されており現在は麦を作付されております。8、9番も麦を作付けされており整備、管理されておりましたので問題ありません。審議の程よろしくをお願いします。

- 7 番委員 受付番号 10 番は賃貸借の更新ということで協力員とともに現地調査を行いました。現在も麦を作付されており、農地も整備、管理されておりました。地番の 1264 番の賃借料の 0 円は耕作に不便なため貸付人、借受人で話をおこない決定しておりますので問題ありません。審議の程よろしくをお願いします。
- 5 番委員 受付番号 11 番は使用貸借の新規ということで年金関係での経営移譲ということで特に問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 3 番委員 受付番号 12 番は賃貸借の新規で相続人代表者が会社員で農業ができない為、親戚の農業者にすべて貸付けるということで、現在は麦を作付されており問題ありません。審議の程よろしくをお願いします。
- 4 番委員 受付番号 13 番、14 番ともに賃貸借の更新ということで、現在は麦を作付されております。問題ありませんので審議の程よろしくをお願いします。
- 3 番委員 受付番号 15 番は賃貸借の更新ということで現在は玉ねぎを耕作されており、生育状況が芳しくないですが、なんら問題はないかと思えます。審議の程よろしくをお願いします。
- 8 番委員 受付番号 16 番は賃貸借の新規で協力員とともに現地調査を行いました。玉ねぎが作付された農地であります。若干雑草が生えておりましたが周囲に影響を及ぼすほどではありませんでしたので、各要件を満たしているということで確認いたしました。審議の程よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 7 番委員 受付番号 16 番の新規の貸付人と借受人は地区が違いますが親戚とかの関係ですか？
- 8 番委員 親戚ではなく以前からの付き合いで今回、貸付けたということです。土地改良の結果、現在の場所になったということです。
- 7 番委員 受付番号 1 から 4 番の借受人と 3 番と 4 番の貸付人の住所が同じだが親子関係なのか？
- 事務局 親子関係ではなく親戚関係です。現在まで旧地番のままでしたので同じ住所

事務局 になっており、住所の地番は一緒ですが別世帯に住まわっております。

7番委員 受付番号5番から7番の借受人、以前もかなりの期間借地契約をされていると思います。7町7反すべての賃借料が耕起・代掻きかはわかりませんが、稼働人員が4人中2人で、掻きミスが多いと思いますけど、今まで更新されてきてあるので問題はないかとは思いますが、表作をされる方に期間的に遅くなって迷惑をかけたとかはないのか、今まで問題なかったならよいが、その辺はどうなっているのか？

事務局 借受人は、昨年末に期間借地で農地を借り受け、今年初めて7町分の代掻きをされます。問題ないか迷惑をかけないかは、5月末にならないと分からないと思います。

議長 今後については、は地区担当委員の6番委員に現況確認をお願いします。

9番委員 8番委員や事務局の説明にありましたが、以前からの付き合いや親戚関係による貸借について、地域内での貸借が一番いいと思いますが、なかなか担い手がなく、親戚関係とかあるいは友人関係に依頼するということがあります。地域内で担う努力はしないといけません、現状として、親戚関係や友人関係に頼らざるを得ないこともあるということをお我々、農業委員は考えておかないといけないと思います。

議長 貴重なご意見ありがとうございました。地域に拘束されていないというのが現実の大きな問題であり、他の地域の方が作付けを行うために来られた場合は、地域の話合いに入ってもらい現状等を確認していただければ、今後のトラブルの回避等に繋がりますので、各地区担当者の方はよろしくをお願いします。

5番委員 9番委員の関連ですが皆さんがどこまでが地域と考えておられるか、専業農家でされている方はほとんどが地域内で作付けされていません。大字地区外に出て行き耕作しているのが現状ではないかなと思います。地区内での地域かそれとも大字の隣までが地域かと考え方によって人それぞれ違いますし、地区の人数が多いと全体に話が回らず、話合い自体ができないことがでてくる可能性がありますので、これから先、地域について統一をしていかないといけないのかなと思います。

議長 ありがとうございます。他に質問、意見等ありませんか？
それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第2号、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書をご覧ください。
江北町長より平成28年5月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。
所有権移転の計画が2件、利用権新規の計画が6件、利用権の再設定の計画が17件です。
所有権移転が6, 385平方メートル、利用権新規が53, 716平方メートル、利用権再設定が131, 883平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
それでは、受付番号1番から2番を事務局に、3番から5番を関川委員に、6番を武富政敏委員に、7番を私が、8番から9番を淵上委員に、10番を大串委員と私が、11番から12番を大串委員に、13番を武富澄男委員に、16番から21番を江頭幸典委員に、22番を岸川委員に、23番を岸川委員と江頭幸典委員に、24番から25番を江頭利民委員にお願いします。

【地区担当委員による説明】

事務局 受付番号1番についてです。農業公社からの買い戻しの案件で、地域の農業者が買い取されるということです。ご存知の方もおられると思いますが、大けがをされましたので、売買契約について配偶者の方と協議しました。今年度は、本人は作業できないが、親戚関係を頼ってバックアップをしてもらうということです。

- 事務局 受付番号 2 番についてです。地域の農業者の農地、田 3 筆を家庭の事情により売却されるということです。
- 6 番委員 受付番号 3 番から 5 番は再設定ということで、協力員と現地調査を行った結果、問題ありませんでした。
- 1 番委員 受付番号 6 番は再設定の案件です。先程、事務局より説明がありました通り大げがをされておりますが、現地調査を行った際、親戚の方も作業をされておりましたので農地管理等の話を聞き、本人も苗床の準備などができるまでにはなられているので安心しております。現在、麦を作付けされており今後の農作業、農地管理等は問題ないと思います。審議の程よろしくおねがいします。
- 会長 受付番号 7 番は再設定ということで、協力委員と現地調査を行いました、すべての要件を満たしていると判断いたしました。
- 9 番委員 受付番号 8 番は現在、麦を作付けされており、すべて土地の整備、管理されておりましたので問題ないと思います。
- 9 番委員 受付番号 9 番は再設定の案件です。1 筆は野菜をあとの 6 筆は麦を作付けされておりました。野菜を作付けされてある農地は少し雑草等が気になりましたが、周囲に影響を及ぼす程度ではないと判断いたしました。審議の程よろしくおねがいします。
- 会長 受付番号 10 番は新規の案件です。1 筆は私の地区の担当ということで協力委員と現地調査を行いました。すべての要件を満たしていると判断いたしました。
- 5 番委員 続きまして残り 4 筆です。協力委員と現地調査を行った結果、すべての土地の整備、管理されておりました。貸付人は八町北区農事組合法人の組合員であり、法人の取り決めにより組合員の自作地は使用貸借としているため、賃借料はないということになっています。
- 5 番委員 受付番号 11 番は新規の案件です。前回の契約の期間が満了になっておりましたので、農事組合法人に預けるということでした。賃借料が 10,000 円から 22,000 円と地番によって異なりますが問題ないと思います。
- 5 番委員 受付番号 12 番は新規の案件です。協力員と現地調査を行いました。土地の整備、管理、賃借料についても問題ないと思います。審議の程よろしくおねがい

- 5 番委員 します。
- 2 番委員 受付番号 1 3 番は再設定の案件です。現地調査の結果、スイートコーン、玉ねぎ、麦が作付けされていきました。土地の管理、整備等について問題ないと思います。
- 2 番委員 受付番号 1 4 番は新規の案件です。貸付人の前回の借受人が老齢とけがにより農業ができなくなったため、期間途中ですが解約を行い地区内の農業者に新たに貸付けるということです。協力員と現地調査を行いました。土地管理、整備等について問題ないと思います。
- 2 番委員 受付番号 1 5 番は期間借地の再設定の案件です。協力員と現地調査を行った結果、すべての田で麦が作付けされており土地の管理、整備等には問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 8 番委員 受付番号 1 4 番は新規の案件です。協力員と現地調査を行い、麦が作付けされておりました。各要件を満たしていると考えます。審議の程よろしくをお願いします。
- 3 番委員 受付番号 1 6 番は再設定の案件です。借受人が長年、耕作されておりますので何ら問題はないかと思えます。
- 3 番委員 受付番号 1 7 番、1 8 番は新規の案件です。貸付人と一緒に作付けしていた親戚の農業者が離農されて、一人ではやっていけないので二人の地域の農業者に貸付けて離農するという事です。
- 3 番委員 受付番号 1 9 番は再設定の案件です。現地調査の結果、小麦と玉ねぎが作付けされており、何ら問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 3 番委員 受付番号 2 0 番は再設定の案件です。長年、借受人が耕作されておりますので何ら問題はないかと思えます。
- 3 番委員 受付番号 2 1 番は再設定の案件です。現地調査の結果、小麦が作付けされておりました。何ら問題はないと思います。
- 10 番委員 受付番号 2 2 番は再設定の案件です。長年、借受人が耕作されておまして、協力委員と現地調査を行った結果、現在も麦を耕作されており何ら問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

- 10 番委員 受付番号 2 3 番は再設定の案件です。長年、借受人が耕作されておりまして、協力委員と現地調査を行った結果、現在も麦を耕作されており何ら問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 3 番委員 受付番号 2 3 番、1 0 番委員のご説明のとおり、長年、借受人が耕作されておりまして、協力委員と現地調査を行った結果、現在も麦を耕作されており何ら問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 副会長 受付番号 2 4 番、2 5 番は再設定の案件です。2 4 番。2 5 番は長年、借受人が耕作されており、現地調査を行った結果、玉ねぎが作付されておりまして、土地の管理、整備等何ら問題はなく、要件を満たしていると思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります
ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 7 番委員 5 番委員にお尋ねです。受付番号 1 0 番の件ですが、使用貸借で賃借料が発生しないということはどういうことになっているのですか。
- 5 番委員 貸付人が現在約 3 町、耕作されていますがそのうちの 2 町が貸付人本人の名義、残りの 1 町が父の名義の土地でしたが、父が亡くなられて期間借地の経営移譲をする際、期間が切れておりそのままではいけないという話をし、一旦、集落営農に預けますが、本人がそのまま作付けされることとなります。
- 事務局 農事組合法人の組合員であり貸付けた農地を自作する場合、賃料は発生しないということが法人で取り決められているので、使用貸借での契約になっております。農事組合にすべて預けて離農された方には賃借料が発生するという事です。
- 副会長 利用権設定をこれからしていくと思いますが、組合員は契約途中でも解約して農事組合法人に貸付けをしないといけないのか。
- 5 番委員 今、契約しているのが満期完了になった後に農事組合に貸付けてもらうということです。
- 副会長 小作料も発生してない状況で農事組合法人が預かった場合に、借受人の約 1 町は誰が作るのか。

5 番委員

今後も本人が耕作する予定です。利用権設定をしているが従事配当方式であり、従事配当方式とは、本人が今まで耕作をしているが一旦、農事組合に預けて本人ですという場合、全体の売上で農事組合が管理する売上から経費を引いた額を本人に渡すということになります。

議長

議案第 2 号については、江頭幸典委員のご家族が、八町北区農事組合法人の役員の大串委員が貸付人、借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。

江頭幸典委員、大串委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(江頭幸典委員、大串委員 退席)

議長

それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(江頭幸典委員、大串委員 着席)

議長

次に、日程第 2、議案第 3 号の「農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

議長

これまでは、選挙及び推薦で農業委員が選出されておりましたが、農業委員会法改正に伴い、次期農業委員の選出については、市町村長が選任し、議会の同意をもって決定するということに変わります。このことに伴い、平成 28 年 4 月 28 日に江北町長から農業委員会に対し、別紙の項目について諮問がなされました。

諮問は 4 項目ございますが、1. 農地利用最適化推進委員の設置について、2. 農業委員定数について、3. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りについて、4. 選考委員会の設置についてです。1 点目の農地利用最適化推進委員の設置についての方向性が定まらなると、2 点目から 4 点目が決まらなると思われますので、まずは 1 点目について協議くださいますようお願いいたします。

事務局

今後の計画ですが5月から9月にかけて審議していただき、12月の定例議会において、関係条例の改正を行います。

平成29年7月に農業委員の改選となりますので、改選に向けての手続きを1月頃からホームページ、広報紙等で周知を行います。3月から4月にかけてホームページ等による推薦・公募をし、5月には選考委員会を実施、6月の定例議会に上程を行い、新農業委員を決定する予定です。

1点目の農地利用最適化推進委員の設置ですが、推進委員を設置しないで今後も活動を行うか、推進委員を設置し新体制で活動を行っていくかのどちらかになります。

推進委員を設置せず委員定数も変わらない場合、委員のうち8名は認定農業者等の要件を満たす必要があり、5名は要件がない農業委員となります。

推進委員を設置する場合、仮に委員定数を農業委員7名、推進委員10名とすると、農業委員の7名中5名が認定農業者等の要件を満たす必要があり、2名は要件がない農業委員となります。推進委員については要件がありません。

次に周辺市町の状況についてです。武雄市は推進委員を設置しなければいけない市町村なので、農業委員19名、推進委員23名で運営していくということです。大町町も同じく推進委員を設置しなければいけないので、農業委員7名、推進委員3名で運営されるということです。白石町は江北町と条件が同じで、推進委員を委嘱してもしなくてもいいとなっておりますが、農業委員で合意が行われ、推進委員を委嘱せず農業委員37名で運営していくということです。

まずは、1点目の農地利用最適化推進委員の設置についての方向性が決定しないと、2点目から4点目が決まりませんので、1点目についてご協議いただきたいと思います。

議長

それでは、これより協議に入ります。

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様よりご意見を賜りたいと思います。

8番委員

推進委員を設置してもしなくてもよいという要件はどういうものか。

事務局

推進委員の委嘱についての条件ですが、1点目は遊休農地率1パーセント以下、2点目は担い手への農地集積率70パーセント以上のいずれも満たす場合は、推進委員を委嘱しないことができるとされています。

今後、遊休農地が増えていくと農業委員会で判断されるのであれば、推進委員は委嘱した方がよいのではということです。

8 番委員	任期は3年間ですが、3年後に状況が変われば、その時に推進委員を委嘱しても問題はないのか。
事務局	問題はないです。推進委員を委嘱することになれば、再度条例改正を行い、運営していくようになります。
副会長	推進委員と協力員の違いは。
事務局	協力員は地域の生産組合長にお願いをしていますので、推進委員を設置したとしても協力員も設置した方が、推進委員では行き届かない地域全体へのサポートができると思います。推進委員は概ね100haに一人、設置しないといけないので、2～3の地区を一人で担当することになると思います。
8 番委員	農業委員と推進委員の違いは。
事務局	議決権があるのが農業委員で現場活動を行うのが推進委員になります。
副会長	地域の現状を生産組合長が一番先に知っておかないといけないので、生産組合がきちんと管理をされてあれば、農業委員とも話をして今後の取組等も決められるので推進委員をおかなくてもいいのかなと思います。 集落営農法人が認定農業者になった場合、農業委員になるにはどういう条件がいろいろあるのか。
5 番委員	集落営農法人の中で執行役員になっていただくことが農業委員になる条件になります。
5 番委員	40歳以下の認定農業者とあるが、町内に何人いるのか。
事務局	地区の偏りはありますが数名いらっしゃいます。
副会長	次期からは非農家を必ずおかないといけないのか。 全く知識のない方を農業委員にしてきちんと管理ができるのか。
事務局	離農した方からの選出をするなど、予備知識がある方を選出する方法もあると思います。国の方針については、農業者の意見の偏りがないようにするためではないのかなと思います。
副会長	農業委員を推薦した際、定員が多かった場合はどうするのか。

事務局 選考委員会で選出されることになると思います。定数の半数以上は認定農業者でなければならないので、認定農業者を中心として選出されることになり
ます。

10 番委員 認定農業者の女性の年齢制限はありますか。
現在の農業委員の私達が次の農業委員を推薦することはできますか。

事務局 女性の年齢制限はありません。推薦することもできます。

議長 ありがとうございます。各委員にさまざまなご意見を伺いましたが、この
ことを事務局で取りまとめ、次回の総会までに答申（案）として提示したいと
思います。

議長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をおねがいたします。

（発言なし）

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第 2 回総会
を閉会いたします。

11 : 45 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載
のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 10 番委員

11 番委員

(会議書記) 事務局職員

